

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	球磨地区堤防等周辺美化（前期）委託
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 飯島 直己 八代市萩原町1-708-2
契約締結日	令和 6年 5月 7日
契約の相手方の 氏名及び住所	球磨村長 松谷 浩一
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	¥4,921,400-
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 契約団体名：球磨村
2. 業務の名称：球磨地区堤防等周辺美化（前期）委託
3. 契約理由

本作業は、球磨村を流れる球磨川直轄管理区間において、堤防の保全、円滑な河川巡視の実現、良好な河川環境の保持等を目的とした堤防除草を実施するものである。

球磨川の本作業区間の多くは、昔から沿川住民の生活と本河川とが密接に、深く関わり合ってきた地域であり、現在でも住民の河川への関心は高く、日頃より定期的に河川清掃を実施するなど、河川愛護、美化思想の普及した、洪水等に対する防災意識も高い地域である。引き続き堤防除草を中心とした清掃等の河川管理の一部作業を委託することで、実作業を行う沿川流域住民の河川に対する関心や洪水等に対する防災意識、それに河川愛護、美化思想の維持を図り、地域と一体となった河川管理の実現に寄与するものである。

契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、河川法第99条の規程を根拠法令とし、本業務を球磨村に委託するものである。

契約にあたっては、沿川地域を相手方にする必要があることから、競争性のない随意契約によらざるを得ず、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。

八代河川国道事務所

河川管理課長